

日本保育協会保育科学研究所細則

(総則)

第1条 この細則は、日本保育協会組織規程に基づき、保育科学研究所（以下「研究所」という。）の組織等について必要な事項を定める。

(研究所の事業)

第2条 研究所は、保育所と連携して保育の科学的・実証的研究を行うとともに、その成果を広く保育士等に提供し、保育内容及び保育環境充実に貢献する事業を行うものとする。

(組織)

第3条 研究所に所長を置く。

所長は、日本保育協会の学術担当理事の中から、理事長が委嘱する。

2. 研究所に運営委員会を置く。

- ① 運営委員会は、理事長が委嘱した運営委員若干名により構成する。
- ② 運営委員会の委員長は所長が兼ねる。
- ③ 研究所の事業は運営委員会において審議・決定する。
- ④ 運営委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。
- ⑤ 研究所に研究部門、事業部門及び事務局を置く。

3. 研究所に倫理委員会を置く。

- ① 倫理委員会に関する細則は、別に定める。

第4条 研究活動は日本保育協会会員をもって行う。ただし会員以外は運営委員会の承認を得て「研究会員」（個人）として入会し、活動を行う。

(研究員)

第5条 研究所に研究員（非常勤）を置く。運営委員は研究員を兼ねる。研究員は所長が委嘱し、所長が指定する研究を行う。

(会費)

第6条 研究会員（日本保育協会会員以外）の会費は年間5,000円とする。ただし、研究員の会費は無料とする。

（細則の変更）

第7条 この細則は、運営委員会の議決を経て変更することができる。ただし、変更した場合には、遅滞なく日本保育協会理事会に報告しなければならない。

（付則）

この細則は平成21年4月1日から施行する。

（平成23年12月19日一部改正）

（平成25年2月5日一部改正）